

令和5年度

下北の教育

青森県教育庁 下北教育事務所

令和5年度

下北の教育

青森県教育庁
下北教育事務所

下北の教育の発刊にあたって

下北教育事務所
所長 佐藤 広洋

下北管内の教育関係者の皆様方におかれましては、日頃から管内の学校教育、社会教育・文化・スポーツなど幅広い分野において、一層の充実・振興に御尽力いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

また、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではありましたが、皆様方の御努力により、感染防止対策を継続しながら日頃の教育活動が適切に行われましたことに重ねて感謝申し上げます。

さて、青森県教育委員会では、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向け、令和5年度において取り組む、4つの「施策の柱」を設定しました。

- 1 「確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進」
- 2 「地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進」
- 3 「子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備」
- 4 「スポーツの振興と文化財の保存・活用」

第1の柱、「確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進」では、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるなどにより、確かな学力の向上等を図るとともに、グローバルな視野や情報活用能力の育成など、社会の変化に応じた学びを推進するとともに、関係部局と連携して幼児教育センターを設置し、幼児教育推進体制の構築に取り組むこととしています。

第2の柱、「地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進」では、子どもたちのふるさとに対する理解を深め、誇りや愛着心を醸成し、地域で活躍する人財の育成や将来の県内定着を見据えた取組を推進するとともに、特別支援学校生徒の社会的・職業的自立の促進や、地域全体で子どもを育む仕組みづくりに取り組むこととしています。

第3の柱、「子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備」では、少人数学級編成を中学校2年生まで拡充するなど、教員が子どもに向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行えるよう体制の充実を図るほか、小学校教員の確保対策を強化するとともに、いじめや不登校等、支援が必要な児童生徒への対策に向けた取組を推進します。

第4の柱、「スポーツの振興と文化財の保存・活用」では、幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足の解消に向けて、関係部局との連携を強化して取り組むとともに、国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図ります。また、かけがえのない文化財の保存・活用や、世界文化遺産となった縄文遺跡群の普遍的価値を次世代に継承するための取組を進めていくこととしています。

各市町村教育委員会・学校においても、これら4つの「施策の柱」の趣旨を踏まえた事業構築や教育課程編成を行っていただくことで、相乗的な効果が期待できるものと思います。



ここで、昨年度からの引き続きのお願いとなります。「非違行為の根絶」についてです。改めて申すまでもありませんが、公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために働いていることから、高度の行為規範が求められます。特に、教育公務員は、他の公務員に比べ、より高い倫理観が求められます。

多くの教職員は、日頃から子どもたちの健全育成に力を発揮し、教育活動を行っていますが、一度不祥事が発生すると、皆様方のたゆまぬ努力によって築き上げられてきた信頼は、損なわれることとなります。

子どもたちの教育活動に携わる者として、倫理観を高めるとともに自らの崇高な使命を深く自覚するなどし、服務規律の確保に努めてくださるようお願いします。



本冊子は、大別して、2つの内容で構成しています。

最初に、青森県教育委員会主要施策として、「青森県教育施策の方針」をはじめ、各分野毎の方針と重点等を掲載しています。

次に、下北教育事務所の施策として、その全体構造を示した上で、学校教育、社会教育・文化・スポーツ及び総務関係の3つに分けて、方針と重点等を示しております。

本冊子発行の目的は、国や県の施策等と学校現場等の教育活動との緊密な連携を図ることにあります。特に学校教育、社会教育・文化・スポーツについては、前年度に下北教育事務所の指導主事が、学校訪問等の機会に各校における教育課題等を聞き取り、管内の現状を把握・分析した上で、今年度に取り組んでいただきたい内容を、実践事項として取りまとめました。

また、今回は新たな試みとして、誌面の一部に「二次元コード」を掲載しました。「二次元コード」を利用することで、関連資料に容易にアクセスできたり、統計資料に自校の数値を入力することで、全国・青森県・下北管内との比較ができたりするような工夫も加えました。ぜひ、御活用いただければと思います。

結びに、下北教育事務所としましても、管内の教育の更なる充実のため、「教育は人づくり」という視点を大切にしながら、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。御理解と御協力をよろしくお願ひします。

目 次

卷頭言 下北教育事務所 所長 佐藤 広洋

青森県教育委員会主要施策

I 青森県教育施策の方針	1
II 令和5年度青森県教育委員会の「施策の柱」	2
III 令和5年度学校教育指導の方針と重点	4
IV 令和5年度社会教育行政の方針と重点	6
V 令和5年度文化財保護行政の方針と重点	7
VI 令和5年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	8
VII 生徒指導推進要綱	9

下北教育事務所の施策

I 施策に関わる下北の教育全体構造	12
-------------------	----

学校教育

I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点	16
1 下北教育事務所学校教育指導の方針	16
2 教育課題について	17
3 重点	20
(1) 授業の充実	20
(2) 道徳教育の充実	22
(3) 特別活動の充実	24
(4) 体育・健康教育の充実	26
(5) 生徒指導の充実	28
(6) キャリア教育の充実	30
(7) 特別支援教育の充実	32
(8) 環境教育の推進	35
(9) 国際化に対応する教育の推進	36
(10) 情報化に対応する教育の推進	38
(11) 研修の充実	40
(12) へき地・複式教育の充実	42
(13) 幼稚園教育の充実	44
○ 参考資料1－1 「小・中学校不登校児童生徒数の割合」	46
○ 参考資料1－2 「令和3年度不登校児童生徒数の推移（実人数）」	47
○ 参考資料2 「青森県学習状況調査結果の概要」	48
○ 参考資料3 「令和4年度肥満傾向児の出現率」	49

II	学校訪問実施要項	50
III	学習指導案の作成について	54
IV	特別支援教育巡回相談員制度について	58
V	管内研究指定校及び事業依頼校	62
VI	校内研修計画の作成について	63
VII	管内小・中学校「研究主題」一覧	64
VIII	学校教育関係行事	66

社会教育・文化・スポーツ

I	下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点	68
1	方針	68
2	重点	69
3	下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の体系図	71
II	管内社会教育関係団体一覧	72
III	社会教育・文化・スポーツ関係行事	73
IV	管内教育委員会社会教育事業等予定表	74
V	管内市町村における社会教育施設・スポーツ施設	78
VI	管内委託・補助事業実施市町村	80

総務関係

I	庶務関係	83
II	学務関係	92

下北管内　学校・教育機関等一覧 100

下北教育事務所の事務分掌組織 102

下北管内　公立幼稚園・学校の分布 104

青森県教育委員会主要施策

I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

II 令和5年度青森県

1 確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

とりわけ、グローバルな視野や情報活用能力の育成、防災教育の推進など、社会の変化に応じた学びを推進する。

また、幼児期からの教育の質的向上を図るため、幼児教育センターを設置し、関係部局と連携して幼児教育推進体制の構築に取り組む。

新規

県立学校におけるICTを活用した授業づくり推進事業

〔高等学校におけるICTを活用した資質・能力を育む授業づくり推進事業
特別支援学校におけるICTを活用した自立と社会参加を目指す学びの推進事業〕

継続

青森から世界へ向かってチャレンジするグローバル人財育成事業

継続

小・中学校外国語教育充実支援事業

継続

命を守る！防災教育推進事業

新規

幼児教育の質的向上強化事業【総務部・健康福祉部と連携】

3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備

少人数学級編制について、中学校2年生まで拡充するとともに、外部人材・外部専門家の配置拡充を行い、教員が子どもに向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行える体制の充実を図るほか、小学校教員の確保対策を強化する。

また、いじめや不登校等、支援が必要な児童生徒への対策を強化するとともに、学校施設等の整備・充実に取り組むなど、安全・安心な教育環境の整備に向けた取組を推進する。

拡充

あおもりっ子育みプラン21事業

継続

学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業
(スクールカウンセラー配置・派遣/スクールソーシャルワーカー配置)

拡充

外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業

拡充

学校における運動部活動・文化部活動推進事業
(部活動指導員配置)

継続

学校等における法務相談体制整備事業
(スクールロイヤー配置)

新規

「あおもりで働く」小学校教員魅力向上事業

新規

多様な教育機会を活用した教育支援推進事業

継続

県立学校施設整備事業

教育委員会の「施策の柱」

2 地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進

子どもたちのふるさとに
対する理解を深め、誇りや
愛着心を醸成し、地域で活
躍する人財の育成や将来の
県内定着を見据えた取組を
推進する。

また、特別支援学校生徒
の社会的・職業的自立の促
進に取り組む。

あわせて、学校・家庭・
地域との連携を強化し、地
域全体で子どもを育む仕組
みづくりに取り組む。

拡充 持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業

継続 青商ビジネスチャレンジwith台湾事業

継続 特別支援学校技能検定事業

拡充 高等学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業

拡充 特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入事業

新規 地域と学校とのパートナーシップ強化事業

4 スポーツの振興と文化財の保存・活用

幼少期からの体力向上、
肥満防止、運動不足の解消
に係部局との連携を強化
して取り組むとともに、年
間を通じてスポーツに親し
める環境づくりの促進や国
民スポーツ大会の本県開催
に向けた競技力の向上等を
図る。

また、郷土の文化財を知
り、魅力を発信できる人財
育成に取り組むとともに、
かけがえのない文化財の保
存・活用を図る。

さらに、世界文化遺産と
なった縄文遺跡群の普遍的
価値を次世代に継承するた
めの取組を行う。

スポーツを通じた健康づくり・競技力の向上

新規 県民の未来の健康創造事業【健康福祉部と連携】

継続 「スポーツでみんなを元気に」健康力アップ事業

拡充 競技力強化事業

かけがえのない文化財の保存・活用

新規 「青森の縄文遺跡群」保存・活用事業

新規 「みんなあつまれ！三内丸山遺跡」保存・活用事業

継続 「北海道・北東北の縄文遺跡群」保存・活用推進事業

継続 「地元の縄文」再発見プロジェクト事業

継続 小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業



III 令和5年度学校教育指導の方針と重点

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

- ア 主題的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化
- ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
- エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
- オ 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

- ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
- イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実
- エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫
- イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
- エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

- ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
- ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
- エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に發揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境にかかわる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導における I C T の適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

IV 令和5年度社会教育行政の方針と重点

1 方針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重點

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 地域学校協働活動の促進
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ 子どもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 青少年の体験活動の充実

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

V 令和5年度文化財保護行政の方針と重点

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重點

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援
- オ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で育まれ、保存・伝承してきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実及び情報発信

VI 令和5年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重點

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実を図り、スポーツの推進に努める。

- ア ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- イ 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実
- ウ 地域のスポーツ環境の整備・充実
- エ 競技スポーツの推進
- オ スポーツによる地域の活性化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

VII 生徒指導推進要綱

I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を図るものである。

II 推 進 事 項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連携を密にし、協力を得て指導すること。

III 推 進 内 容

1 推進事項1について

- (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
- (2) 学級（ホームルーム）、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
- (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施、指導力の向上に努めること。

2 推進事項2について

- (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解すること。
- (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう努めること。
- (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。

3 推進事項3について

- (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級（ホームルーム）づくりに努めること。
- (3) 児童生徒が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう、児童会・生徒会活動等の充実に努めること。
- (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させるよう努めること。

4 推進事項4について

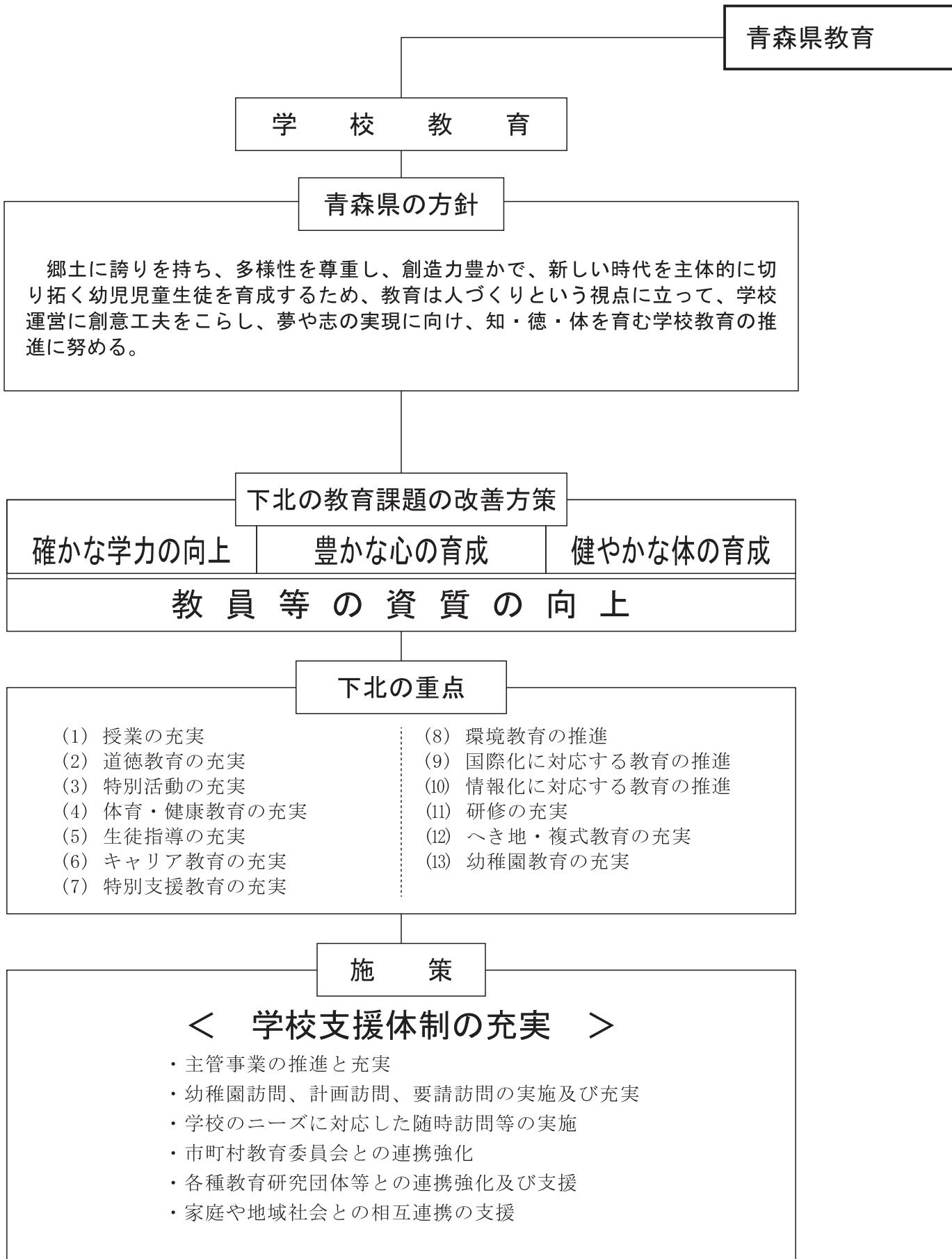
- (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めるよう努めること。
- (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にすること。
- (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るため、県立学校長にあっては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあっては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所長に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。

下北教育事務所の施策

I 施策に関する下北の教育全体構造



施策の方針

社会教育・文化・スポーツ

青森県の方針

- 【社会教育】 県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。
- 【文化】 郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。
- 【スポーツ】 県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

下北の地域課題の改善方策

家庭及び地域の教育力の向上 地域コミュニティの活性化

今と未来をつくる人財の育成

下北の重点

- (1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成
- (2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成
- (3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進
- (4) 社会教育推進のための基盤整備
- (5) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承
- (6) スポーツの推進

施 策

< 市町村教育委員会、社会教育関係団体との連携・支援体制の充実 >

- ・主管事業の推進と充実
- ・情報交換と情報収集・発信（市町村・関係団体事業等訪問、広報誌発行）
- ・市町村教育委員会及び社会教育関係団体との連携強化及び支援
- ・地域活動の実践者及び社会教育主事の育成
- ・社会教育・生涯学習関連事業への支援
- ・伝統芸能の保存・継承への支援
- ・生涯スポーツ推進のための支援

学 校 教 育

I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点

1 下北教育事務所学校教育指導の方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

(1) 方針設定の理由

青森県教育施策の方針は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人財を育成するため、学校、家庭、地域社会が一体となった取組を進めることとしています。

また、これを受けた本県の学校教育指導の方針は、教育は人づくりという視点に立ち、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を重要な教育課題と位置付け、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成を目指しています。

これらのことと踏まえ、管内の現状を考慮したうえで、下北教育事務所学校教育指導の方針を本県の学校教育指導の方針と同一としました。

(2) 幼児児童生徒像について

学習指導要領等では、生きる力を育むに当たり、

- ・生きて働く「知識・技能」の習得
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

を、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として整理し、幼児児童生徒が、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることを期待しています。

また、青森県教育振興基本計画では、子どもたちが、ふるさとに対する誇りと愛着を持ち、新しい時代に求められる資質・能力を身に付け、多様性を認め、人権を尊重し、心身ともに健康で自立した人財として成長することを目指しています。

(3) 学校運営の創意工夫について

学習指導要領では、これから時代に求められる教育を実現していくためには、学校と社会が目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、連携・協働のもとに実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示しています。そのためにも、

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

の6点の枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことが求められています。

各校においては、これまで積み重ねられてきた教育実践等を生かしながら、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を編成し、家庭や地域社会と協力して、各学校の特色を生かした教育活動の充実を図り続けていくことが重要です。

(4) 夢や志の実現について

複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する教育が求められています。

また、児童生徒が一人の人間として自立し、よりよく生きていくために、常に自分自身を高めていくとする意欲やよりよい自己を実現しようとする向上心を持つことができるよう、様々な体験活動や自分の役割を遂行する経験を積み重ねながら、自己の生き方について考えることができるよう指導することが大切です。

そのためにも、子どもの心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮し、地域社会や関係機関と連携・協働しながら、「社会に開かれた教育課程」を実現することが求められます。また、どのような学校を目指すのかを明確にしたうえで、創意工夫をした教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開しながら、『夢や志を育む学校づくり』を進めることが重要です。

2 教育課題について

下北管内の小・中学校の現状として、児童生徒数の減少が著しく、小規模校が増加していること、本人の特性と環境の不一致等により、学習や行動に困難さを抱えている児童生徒がより多様化していること、不登校児童生徒の状況や背景が複雑になっていること、自然災害等への対応が迫られていること、心身の健康に関する問題を抱える子どもが増加していること、教員の世代間バランスが変化していることなどが挙げられます。

これらのこと踏まえ、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」及び「教員等の資質の向上」を4つの改善方策として示します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めることが必要です。加えて、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることも求められています。

また、児童生徒に求められる資質・能力を育むために、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、単元や題材など内容や時間のまとめを見通した「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要です。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくという指導と評価の一体化を図ることが大切です。

(2) 豊かな心の育成

一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、将来の自立に向けた社会的資質や行動力を高めるよう指導・援助することや、確かな児童生徒理解に基づいた学級づくりは、全ての児童生徒の発達を支えることにつながります。

道徳教育を進めるに当たっては、生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことが、自殺やいじめに関わる問題等を考える上でも、常に根本において重視すべき事柄です。その道徳教育の要となる道徳科の授業においては、道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ることが大切です。

また、不登校児童生徒数の割合の増加や長期化、SNS等を介したトラブルの発生、いじめの問題は依然として憂慮される状況にあります。児童生徒理解の深化とともに、教師と児童生徒との信頼関係を築くことを基盤とし、校内の協力・指導体制の整備、学校が軸となる組織的な対応、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にすることが重要です。

(3) 健やかな体の育成

社会環境や生活様式の急激な変化により、運動時間の減少、食生活の乱れや肥満・痩身傾向、不安やストレスの増大等、児童生徒の心身の健康に関する問題が生じています。また、学校や家庭、地域社会における事件・事故、自然災害など、多くの危険が児童生徒を取り巻いています。

児童生徒の心身の調和的発達を図るためにには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食生活を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。また、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践できるよう、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付けさせる場の設定や手立ての工夫が求められます。

さらに、様々な自然災害の発生や情報化等の進展に伴う環境の変化などを踏まえ、安全に関する指導の充実や、児童生徒に心身の成長発達について正しく理解させることも必要です。

これらの指導を効果的に進めるためには、児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握して、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要です。

(4) 教員等の資質の向上

教員は、児童生徒の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担う高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きいと言えます。

子どもたちの成長を促す教員は、時代が変化しても、倫理観、使命感、責任感、教育的愛情などが普遍的資質として求められます。

また、学習指導要領への対応とともに、いじめ防止対策をはじめとする児童生徒を守り支え安心して学ぶことができる教育環境づくり、健康長寿県を目指した児童生徒の健康づくり、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育や地域資源を生かした環境教育の推進等の課題に対応していく必要があります。さらに、国際化が進む社会において主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報活用能力の育成など、新しい時代に対応できる知識やスキルを広げていくことは不可欠です。

管内においては、今後も若手教員の増加が見込まれることから、ベテラン教員は経験年数の浅い教員に対し、これまでの優れた教育実践を継承していくことが必要です。また、全ての教員は、自分の経験はもとより、同僚や他者の実践から学び、既知してきた指導方法を問い合わせ直す省察により、日々の実践をより深めていくことが求められ、様々な困難に直面しても同僚とともに乗り越えていける人間関係と組織風土の構築に努めることも必要です。

これらのことから、全ての教員が、校外での研修や日常的な職場内研修等を通じて、多様な課題や状況に対応できる資質の向上に努めることが求められます。

＜関連資料＞ 青森県教育委員会 令和5年2月1日一部改訂 「教員の資質の向上に関する指標」

本県のめざす教員像

- 教育者としての使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員
- 豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができる教員

度度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けていた教員、家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

卷之三

教員の資質の向上に関する指標

3 重 点

重点の見方	管内の現状	「○」は、全体的に大変良い状況にあること 「○」は、全体的に良い状況にあること 「△」は、課題と思われること又は今後重要となること
	実践事項	「●」は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 年間指導計画に基づき、単元や題材などの内容や時間のまとめを見通した授業づくりを可能にする指導計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。

- △ 作成した年間指導計画の改善と横断的な視点に立った活用
- 単元で育成を目指す資質・能力の明確化
- ◎ 単元や題材などのまとめを見通した指導と評価の計画の作成
- 指導に生かす評価の積極的な実施

2 各教科等の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりをする。

(1) 知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化と指導の工夫

- 単元のねらいや学習内容、児童生徒の実態に応じた指導方法の工夫
- 児童生徒に学ぶ意義や必要感をもたせる学習課題の設定
- △ 個に応じた指導を充実させるための課題や学習形態の工夫
- 習得した「知識及び技能」を活用する単元指導計画の工夫

(2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導の工夫

- 目的や意図を明確にした、教科の特質に応じた学び合いや言語活動の工夫
- 比較する、分類する、関連付けるなど、児童生徒の思考を働かせる問い合わせの設定
- △ 習得・活用・探究の学びの過程における、各教科等の見方・考え方を働かせた「深い学び」の実現
- 調べたりまとめたりする環境としてのＩＣＴや学校図書館の活用

(3) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- ◎ 「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指した、各教科等の特質に応じた体験活動の実施
- 児童生徒に問題意識をもたせる導入の工夫
- △ 児童生徒の思考の流れを重視し、問題解決の過程を明確にした授業展開の工夫

実践事項

1 年間指導計画に基づき、単元や題材などの内容や時間のまとめを見通した授業づくりを可能にする指導計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。

- ・作成した年間指導計画の有効活用
- ・単元で育成を目指す資質・能力の明確化
- ・単元や題材などのまとめを見通した指導と評価の計画の作成
- ・指導に生かす評価の積極的な実施
- ④・「おおむね満足できる状況」の具体的想定

2 各教科等の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりをする。

(1) 教材研究の深化

- ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の充実
- ・ＩＣＴ等の活用による個に応じた指導の実践

(2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導の工夫

- ・児童生徒に学ぶ意義や必要感をもたせる学習課題の設定
- ・目的や意図を明確にした、教科の特質に応じた学び合いや言語活動の工夫
- ・調べたりまとめたりする環境としてのＩＣＴや学校図書館の活用
- ・比較する、分類する、関連付けるなど、児童生徒の思考を働かせる問いの設定
- ・各教科等の見方・考え方を働かせた「深い学び」の実現（「深い学び」については※参照）

(3) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- ・「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指した、各教科等の特質に応じた体験活動の継続
- ・児童生徒に問題意識をもたせる導入の工夫
- ・児童生徒の思考の流れを重視し、問題解決の過程を明確にした授業展開

※「深い学び」の実現に向けた4つの視点（総則より）

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、①知識を相互に関連付けてより深く理解したり、②情報を精査して考えを形成したり、③問題を見いだして解決策を考えたり、④思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

<関連資料>

- | | |
|-----------|---|
| 文部科学省 | 「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)
「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総合的な学習の時間編」(H29) |
| 国立教育政策研究所 | 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】・【中学校(各教科等)】」(R2)
「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」(R1) |

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画を整備し、充実する。

- 校長の方針の下の、道徳教育推進教師を中心とした、全教職員が協力し合って道徳教育を開する指導体制の整備・充実
- 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、自校の重点内容項目を明記した全体計画の整備と全教師による共通理解
- △ 全体計画に基づいた各教科等における道徳教育の意図的で具体的な指導
- 重点内容項目を複数回位置付けた全体計画別葉及び年間指導計画の作成と学期ごとの振り返り

2 「考え方、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

- 育てたい諸様相を明確にし、ねらいを設定するための「内容項目の理解・児童生徒の実態把握・教材の活用」
- △ 教師の指導の意図に基づく児童生徒が多面的・多角的に考えることができる問い合わせや道徳的価値を自分のこととして捉えることができる問い合わせの吟味
- 児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるようにするための指導の工夫（教材の提示、話合いの形態、書く活動、板書、説話など）
- △ 児童生徒の学習状況に基づいた指導の改善に生かす評価の観点の明確化

3 家庭や地域社会との連携に努める。

- 学校の道徳教育に関する情報の積極的公表（自校の道徳教育の方針や計画の公表・説明、道徳科の授業公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定など）
- △ 郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史などを題材にした地域教材等の効果的な活用

実践事項

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画を整備し、充実する。

- ・校長の方針の下の、道徳教育推進教師を中心とした、全教職員が協力し合って道徳教育を開する指導体制の充実
- ・児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、自校の重点内容項目を明記した全体計画の整備と全教師による共通理解
- ・全体計画に基づいた各教科等における道徳教育の意図的な指導
- ・重点内容項目を複数回位置付けた全体計画別葉及び年間指導計画の作成と学期ごとの振り返り

2 「考え方、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

- ・育てたい諸様相を明確にし、ねらいを設定するための「内容項目の理解・児童生徒の実態把握・教材の活用」
- 特**・教師の指導の意図に基づいたねらいに迫る中心発問と、中心発問を深めていくための問い合わせや搔きぶりの工夫
- ・児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるようにするための指導の工夫（発問、板書、I C Tの活用、動作化・役割演技など）
- ・授業における「学習状況（学びの姿）を見取る視点」の明確化
- ・1時間の授業での学習状況（学びの姿）を蓄積し、大くりなまとまりを踏まえた評価や児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価の充実

3 家庭や地域社会との連携に努める。

- ・学校の道徳教育に関する情報の積極的公表（自校の道徳教育の方針や計画の公表・説明、道徳科の授業公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定など）
- ・家庭や地域社会との共通理解に基づく連携・協力体制の整備・充実
- ・郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史などを題材にした地域教材等の効果的な活用

<関連資料>

- 文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)
「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 特別の教科 道徳編」(H29)
「小学校道徳読み物資料集」(H23)
「中学校道徳読み物資料集」(H24)
- 青森県教育委員会
「平成24年度道徳教育指導資料『郷土資料にかかわる実践事例集』【小学校編】
・【中学校編】」(H25)

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 全体計画及び年間指導計画を作成し、児童生徒の自主的、実践的な活動を促す。

- 校長のリーダーシップの下、特別活動の目標を効果的に達成するための調和のとれた全体計画の作成及び見直し
- △ 地域や学校、児童生徒の実態を踏まえた4つの内容（中学校は3つ）それぞれについての年間指導計画の作成

2 学級活動において、児童生徒の自主的、実践的な取組を充実させるための指導を工夫する。

- 事前指導・事後指導を含む基本的な学習過程の確立
- 児童生徒が見いだした課題について、互いの意見を生かし、尊重しながら折り合いを付け、「合意形成」する話し合い活動の充実
- 集団での話し合いを生かした具体的な実践目標や方法等を「意思決定」する学級活動の充実

3 児童会活動・生徒会活動において、児童生徒の自発的、自治的な意識を高めるための活動を計画的・継続的に行う。

- 学校生活の充実や向上を目指した活動の充実
- 異年齢集団の特質を生かした、人間関係を形成する力を養う活動の充実

4 クラブ活動において、児童の個性の伸長を図り、自主性と社会性を養う活動を工夫する。

- ねらいの明確化及びよりよい人間関係の形成と個性の伸長を目指したクラブ活動の工夫
- 異年齢集団の特質を生かした自主的、実践的な活動の充実

5 学校行事において、集団への所属感や連帯感を深められるよう工夫する。

- 行事のねらいを理解させる等、児童生徒の積極的な取組を促す事前指導の充実

実践事項

1 全体計画及び年間指導計画を作成し、児童生徒の自主的、実践的な活動を促す。

- ・校長のリーダーシップの下、特別活動の目標を効果的に達成するための調和のとれた全体計画の作成及び見直し
- ・地域や学校、児童生徒の実態を踏まえた4つの内容（中学校は3つ）それぞれについての年間指導計画の作成
- ・全教職員による共通理解と協力体制の確立

2 学級活動において、児童生徒の自主的、実践的な取組を充実させるための指導を工夫する。

- ・事前指導・事後指導を含む基本的な学習過程の確立
※学習過程の例（問題の発見・確認→解決方法の話し合い→解決方法の決定→決めたことの実践→振り返り）
- ・児童生徒が見いだした課題について、互いの意見を生かし、尊重しながら折り合いを付け、「合意形成」する話し合い活動の充実
- ・集団での話し合いを生かした具体的な実践目標や方法等を「意思決定」する学級活動の充実
- ・将来の生き方を描くための「意思決定」に基づいた、キャリア形成と自己実現へ向けての実践の充実

3 児童会活動・生徒会活動において、児童生徒の自治的な意識を高めるための活動を計画的・継続的に行う。

- ・学校生活の充実や向上を目指した児童生徒の活動への支援
- ・児童生徒の発想や創意工夫を生かした活動の充実
- ・異年齢集団の特質を生かした、人間関係を形成する力を養う活動の充実

4 クラブ活動において、児童の個性の伸長を図り、自主性と社会性を養う活動を工夫する。

- ・ねらいの明確化及びよりよい人間関係の形成と個性の伸長を目指したクラブ活動の工夫
- ・異年齢集団の特質を生かした自主的、実践的な活動の充実
- ・外部講師や地域の教育力の積極的な活用

5 学校行事において、集団への所属感や連帯感を深められるよう工夫する。

- ・児童生徒が積極的に参加できるようにするための指導及び組織的な運営
- ・行事のねらいを理解させる等、児童生徒の積極的な取組を促す事前指導の充実
- ・自己評価や相互評価を行う等、自己実現の喜びを味わわせる事後指導の充実

<関連資料>

- 文部科学省 「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 特別活動編」(H29)
- 国立教育政策研究所 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校(特別活動)】・【中学校(特別活動)】」(R2)
「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(H31)
「学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)」(H28)

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上に向けた指導を充実する。

- 児童生徒の実態把握に基づいた目指す児童生徒像の設定及び2学年間の指導事項をバランスよく配置した指導計画の作成
- 「する・みる・支える・知る」の視点から運動に関わらせる指導の実践
- 指導と評価の計画に基づいた、豊かなスポーツライフにつなげる指導の充実とよい点や進歩の状況などの積極的な評価

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導を充実する。

- 全教職員による学校保健計画の見直し
- 学校保健計画や学校保健委員会等での協議内容に基づいた具体的な取組の家庭への周知と連携
- 日常の観察等による積極的な実態把握と集団及び個人の課題の明確化
- 多様化する健康問題に関する知識や技能の習得と実践へつなげる授業づくり
- 計画性、系統性のある保健に関する授業の実践とゲストティーチャーやティーム・ティーチングなどによる指導の充実

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導を充実する。

- △ 児童生徒の実態を踏まえた目標設定及び成果指標・活動指標を明確にした全体計画の作成
- 昼食の時間や各教科等における栄養教諭等と連携した効果的な学習の場の設定
- 家庭、地域と連携した実践意欲の継続を図る工夫
- 食中毒や感染症の未然防止に向けた、望ましい衛生に関する知識の周知と実践的態度の育成

4 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導を充実する。

- 家庭や地域、関係機関と連携した学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の年度ごとの見直し
- 学校安全に関する職員研修等を生かした避難訓練や各教科等における指導の充実
- 自ら適切な行動選択ができるよう、必要となる知識や判断力を体験的に身に付けさせる指導の工夫

実践事項

1 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上に向けた指導を充実する。

- ・児童生徒の実態把握に基づいた2学年間の系統的な指導
- ・場や用具の安全、けがの防止に向けた指導の充実
- ・自ら運動に親しむ資質や能力の育成につなげる授業づくり
- ・「する・みる・支える・知る」の視点から運動に関わらせる指導の工夫
- ・運動の楽しさや喜び、価値を味わわせ、運動の習慣化につなげる活動の工夫

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導を充実する。

- ・学校保健計画の組織的な実践と全教職員による評価、見直し
- ・学校保健計画や学校保健委員会等での協議内容に基づいた具体的な取組の家庭への周知と連携
- ・多様化する健康問題に適切に対応するための知識や技能の習得と実践へつなげる授業づくり
- ・計画性、系統性のある保健に関する授業の実践とゲストティーチャーやティーム・ティーチングなどによる指導の充実

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導を充実する。

- ・児童生徒の実態を踏まえた目標設定及び成果指標・活動指標を明確にした全体計画の作成
- ・昼食の時間や各教科等における栄養教諭等と連携した効果的な学習の場の設定
- ・食に関する知識や関心を高め、家庭、地域と連携した実践意欲の継続を図る取組の工夫

4 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導を充実する。

- ・家庭や地域、関係機関と連携した学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の定期的な見直し
- ・実践的・実効的な避難訓練につなげる学校安全に関する研修の実施
- ・安全な行動選択に必要な知識や判断力を身に付けさせるための各教科等の意図的、計画的な指導

<関連資料>

文部科学省

- 「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)
- 「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 体育・保健体育編」(H29)
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(R3)
- 「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」(R2)
- 「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」(H31)
- 「食に関する指導の手引き 第二次改訂版」(H31)
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(H31)
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(H30)
- 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」(H29)
- 「栄養教諭を中心としたこれからの学校の食育」(H29)
- 「学校体育実技指導資料(第1集～第10集)」(H22～27)

国立教育政策研究所

- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校(体育)】・【中学校(保健体育)】」(R2)

スポーツ庁

- 「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 報告書」(R4)
- 「小学校体育(運動領域)指導の手引～楽しく身に付く体育の授業～」(R4)
- 「～防災を正しく学び、考える～あおもりおまもりノート」(R3)
- 「運動部活動の指針」(H30)
- 「学校におけるアレルギー疾患対応指針」(H30)
- 「防災安全の手引(二訂版)」(H26)

青森県

青森県教育委員会

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制を充実する。

- 各校の実態に基づいた生徒指導の方針の明確化
- 生徒指導主任（主事）等を中心とした全教職員の共通理解に基づく協働的な指導の充実
- 全教職員の指導力の向上に結び付く研修の場の確実な設定

2 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営及び授業を充実する。

- 学級を基盤とした、児童生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現
- 教師との信頼関係に基づく、日常の授業における児童生徒の充実感・成就感を生み出す指導の工夫

3 学校不適応に対応するための児童理解・生徒理解を深める。

- 学校全体で取り組む教育相談の充実
- 児童生徒一人一人の実態把握と教職員間の情報共有
- 学校生活に困難を抱える児童生徒の特性や背景を理解した上でその状況に応じた迅速かつ適切な支援及び家庭との連携
- 問題行動等、学校不適応の状態にある児童生徒に対する外部専門家や関係機関等との役割を明確にした組織的な支援体制の確立と具体的な支援の継続
- △ 児童生徒の将来を見通した学校段階間の綿密な連携

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応を徹底する。

- いじめの定義等、「いじめ防止対策推進法」に関する教職員の共通理解
- ハートフルリーダーを中心とした「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」によるいじめの積極的な認知と適切な対応
- 「解消」の確認とその後の見守り

5 不登校の予防及び不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援を充実する。

- 不登校の未然防止に向けた、全ての児童生徒が安心して生活し活躍できる場面がある「魅力ある学校づくり」の推進
- 不登校の傾向が見られる児童生徒への早期対応
- 不登校の状態にある児童生徒に対する正しい理解に基づいた適切な支援
- △ 中学校区の小・中学校間における不登校及び不登校の傾向が見られる児童生徒に関する情報及び効果的な支援方法の共有
- 学校が主体となった、家庭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関などの連携による将来を見据えた計画的な支援

実践事項

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制を充実する。

- ・各校の実態に基づいた生徒指導の方針の明確化
- ・生徒指導主任（主事）等を中心とした組織的対応の推進
- ・生徒指導に関する具体的な取組の定期的な評価・改善
- ・研修会等で得られた知識や情報の共有

2 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営及び授業を充実する。

- ・学級を基盤とした、児童生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現
- ・教師との信頼関係に基づく、日常の授業における児童生徒の充実感・成就感を生み出す指導の工夫

3 児童理解・生徒理解を深める。

- ・人間的な触れ合いを基盤とした信頼関係づくり
 - ・日頃の観察と複眼的な視野による児童生徒の実態把握
- 〔特〕
・個別性・多様性・複雑性の理解に基づいた学校全体で取り組む教育相談の充実
・学校、家庭、S Cによる情報連携

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応を徹底する。

- ・いじめの定義等、「いじめ防止対策推進法」に関する教職員の共通理解
- ・いじめの定義の理解を深める児童生徒への指導
- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自主的・自治的な取組の推進
- ・ハートフルリーダーを中心とした「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」によるいじめの積極的な認知と適切な対応
- ・いじめの問題（疑いも含む）に関する記録の蓄積・共有・活用
- ・「解消」の確認とその後の見守り

5 不登校の予防及び不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援を充実する。

- ・不登校の未然防止に向けた、全ての児童生徒が安心して生活し活躍できる場面がある「魅力ある学校づくり」の推進
- ・不登校の傾向が見られる児童生徒への早期対応
- ・不登校の状態にある児童生徒に対する正しい理解に基づいた適切な支援
- ・中学校区の小・中学校間における不登校及び不登校の傾向が見られる児童生徒に関する情報及び効果的な支援方法の共有
- ・学校、家庭、S C、S S W、関係機関などの役割を明確にした計画的な支援

※S C・・・スクールカウンセラー

※S S W・・・スクールソーシャルワーカー

<関連資料>

文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)

「生徒指導提要」(R4)

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29)

「いじめ防止等のための基本的な方針【改訂版】」(H29)

「子どもに伝えたい自殺予防「-学校における自殺予防教育の手引き-」」(H26)

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(H22)

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(H21)

「生徒指導リーフ」シリーズ(H24~R4)

「いじめ対応の手引き」(H31)

「青森県いじめ防止基本方針」(H29)

「生徒指導必携(改訂版)実践編」(H20)

「生徒指導必携(改訂版)理論編」(H19)

国立教育政策研究所
青森県教育委員会

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 キャリア教育の指導体制を整備し、充実する。

- キャリア教育担当者や進路指導主事を中心とした校内指導体制の整備
- 自校の児童生徒の実態に応じた、育ませたい基礎的・汎用的能力を明確にした全体計画の見直し
- △ 特別活動の学級活動を要としながら、全教育活動との関連を意識した体系的・系統的な指導計画の作成及び活用
- △ キャリア教育の推進・充実に向けた研修の実施

2 キャリア発達を促す指導を充実する。

- 学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」等、特別活動を要とした指導の充実
- 「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」等を活用した、児童生徒の成長や変容に関する多面的な把握及び将来の生き方につながる主体的な学びへの支援
- 体験活動等における事前・事後指導の充実
- ガイダンスとカウンセリングとの相互の関連を踏まえた指導の充実

3 家庭、地域住民等とねらいを共有し、それぞれの役割を明確化した上で連携・協働してキャリア教育を推進する。

- 家庭・保護者との将来の生き方についての共通理解及び児童生徒への適切な支援
- 地域住民等との連携・協働のための組織を活用した、ねらいを共有した上での体験活動等の工夫

実践事項

1 キャリア教育の指導体制を整備し、充実する。

- ・キャリア教育担当者や進路指導主事を中心とした校内指導体制の整備
- ・自校の児童生徒の実態に応じた、育ませたい基礎的・汎用的能力を明確にした全体計画の見直し
- ④特 ・教育活動全体との関連を意識した体系的・系統的な年間指導計画の作成

2 キャリア発達を促す指導を充実する。

- ・学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」等、特別活動を要とした指導の充実
- ・児童生徒の成長や変容の把握及び将来の生き方を考えさせるための「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」等の活用
- ・体験活動等における、事前・事後指導の実施
- ・ガイダンスとカウンセリングとの相互の関連を踏まえた計画的・継続的な指導

※ガイダンス…主に集団の場面で必要な指導や援助

※カウンセリング…個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導（教育相談を含む）

3 家庭、地域住民等とねらいを共有し、それぞれの役割を明確化した上で連携・協働してキャリア教育を推進する。

- ・家庭・保護者との将来の生き方についての共通理解及び児童生徒への適切な支援
- ・地域住民等と連携・協働し、ねらいを共有した上での体験活動等の継続

<関連資料>

- | | |
|-----------|--|
| 文部科学省 | 「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)
「小学校キャリア教育の手引き」(R4)
「中学校キャリア教育の手引き」(H23) |
| 国立教育政策研究所 | 「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変えるキャリア教育」(H28)
「子供たちの『見取り』と教育活動の『点検』」(H27)
「キャリア教育が促す『学習意欲』」(H26)
「キャリア教育を『デザイン』する」(H24)
「キャリア教育を創る」(H23) |
| 青森県教育委員会 | 「あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」(R1)
「キャリア教育の指針《実践編》」(H26)
「地域の力で夢を育む教育支援活動プログラムメニュー集」(H26)
「キャリア教育の指針《総論編》」(H24) |

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に發揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 校内支援体制を整備し、研修を充実する。

- 保護者や教職員、関係機関及び学校相互間をつなぐ窓口として連携の中心となる特別支援教育コーディネーターの機能の充実及び校内支援体制の整備
- △ 学級の実態や幼児児童生徒の障害の程度及び希望する進路等に応じた教育課程編成の工夫
- 個別の指導計画等を用いて、支援内容・方法・場面・役割などを具体化し、教職員間で評価・改善を図るための校内委員会等の充実
- 全教職員の特別支援教育に関する十分な理解と専門性の向上に向けた校内研修の確実な設定
- 特別支援教育巡回相談員等の外部専門家から受けた助言等の蓄積・共有・実践

2 個別の教育支援計画の作成と活用により、関係機関と連携した支援を充実する。

- 幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画の作成と活用

3 個別の指導計画の作成と活用により、指導を充実する。

- 幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達の段階等の的確な把握に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用

4 交流及び共同学習による相互理解を促進する。

- 組織的・計画的・継続的な取組にするための校内の協力体制の構築、年間指導計画への位置付け及び学校相互間又は学級間の連携
- 小・中学校と特別支援学校双方の児童生徒にとって教育の効果が高まる居住地校交流の内容の工夫

実践事項

1 校内支援体制を充実する。

- ・特別支援教育コーディネーターが中心となった、全教職員による機能的な校内支援体制と関係機関等との連携
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒の障害の種類や程度及び希望する進路等に応じた教育課程の編成
- ・通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の特性の把握・支援
- ・個別の指導計画等を用いて、支援内容・方法・場面・役割などを具体化し、教職員間で評価・改善を図るための校内委員会等の充実（通常の学級を含める）
- ・特別支援教育巡回相談員等の外部専門家から受けた助言等の蓄積・共有・実践

2 個別の教育支援計画の作成と活用により、関係機関と連携した支援を充実する。

- ・幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画の作成と活用
 - ①保護者の意見を十分に踏まえ、本人及び保護者と合理的配慮の具体的な内容について合意形成を図る。
 - ②支援の方向性が分かる長期目標を設定する。
 - ③医療や福祉、保健、労働等の関係機関相互の専門性と支援内容を確認し、役割を明確にする。
 - ④定期的に支援の目標に基づいた評価を行い、成果と課題を明確にし、支援の目標、内容、方法、合理的配慮等の一貫した支援を実践する。
 - ⑤学校相互間や関係機関で共有し、就学や進学、転入学等に際して、次の学校へ確実に引き継ぐ。

3 個別の指導計画の作成と活用により、指導を充実する。

- ・幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達の段階等の的確な把握に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用
- 特①目標を達成できたかどうかを客観的に評価できる表現で短期目標を設定する。
②各教科等において、障害の状態や学習の進度等を考慮し、個に応じた指導及び児童生徒の変容を記録に残す。
③自立活動において、幼児児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画作成の配慮事項を踏まえて指導内容を設定し、指導及び児童生徒の変容を記録に残す。
④定期的に短期目標に対する到達度及び教師の指導・支援の手立てを評価し、教職員間で共有する。
⑤進学、転入学等に際して、次の学校へ確実に引き継ぐ。

4 交流及び共同学習による相互理解を促進する。

- ・組織的、計画的、継続的な取組にするための校内の協力体制の構築
- ・青森県交流籍制度に基づく、小・中学校と特別支援学校双方の児童生徒にとって教育の効果が高まる居住地校交流の実施
- ・小・中学校等の通常の学級と特別支援学級双方の幼児児童生徒の教育的ニーズを把握した授業実践

次頁に続く

<関連資料>

文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)

「特別支援学校教育要領・学習指導要領(H29告示)解説 総則編・自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」(H30)

「特別支援学校学習指導要領(H29告示)解説 各教科等編(小学部・中学部)」(H30)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(R3)

「交流及び共同学習ガイド」(H31)

「発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(H29)

国立特別支援教育総合研究所

「特別支援教育の基礎・基本2020」(R2)

青森県教育委員会

「特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～」(H27)

「特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談
ガイドブック」(R4)



「青森県教育支援ファイル(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」)
作成の手引き 改訂版」(H30)



「交流及び共同学習(居住地校交流)の手引きー障害のある子どもが地域で共に
学び共に育つためにー」(H29)



(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 教科等間の関連を踏まえた指導を工夫する。

- 環境教育を担当する分掌等の明確化と全教職員による共通理解
- 教育活動全体を通じた各教科等を相互に結び付けた計画的な指導
- 身に付けさせたい資質・能力を踏まえた効果的で継続的な指導の工夫

2 地域の環境の実態に即した指導を工夫する。

- 児童生徒の実態や地域の環境等の多面的な把握及び実態にふさわしい学習内容の選択・教材化
- 身近な環境問題と地球規模の環境問題を関連付けて考えさせる指導の工夫
- △ 地域の学校段階間における環境教育の取組についての情報共有

3 環境にかかわる体験活動を充実する。

- 地域人材や関係団体、社会体験施設等を積極的に活用した体験活動の充実
- 活動の充実を図る事前指導の工夫と、児童生徒の意識化・行動化を促す事後指導の工夫
- △ 地域の環境保全活動等への参画につながる家庭や地域社会と連携した指導の工夫

実践事項

1 教科等間の関連を踏まえた指導を工夫する。

- ・環境教育を担当する分掌等の明確化と全教職員による共通理解
- 特・各教科等を相互に結び付けた各学年の計画的な指導
- ・身に付けさせたい資質・能力を踏まえた効果的で継続的な指導の工夫

2 地域の環境の実態に即した指導を工夫する。

- ・児童生徒の興味・関心や問題意識を生かした学習活動の工夫
- ・身近な環境問題と地球規模の環境問題を関連付けて考えさせる指導の工夫
- ・地域の学校段階間における環境教育の取組についての情報共有

3 環境にかかわる体験活動を充実する。

- ・地域人材や関係団体、社会体験施設等を積極的に活用した体験活動の充実
- ・活動の充実を図る事前指導の工夫と、児童生徒の意識化・行動化を促す事後指導の工夫

<関連資料>

文部科学省	「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29) 「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」(H23)
国立教育政策研究所	「環境教育指導資料〔中学校編〕」(H28) 「環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕」(H26)
青森県環境生活部環境政策課	「北東北三県共通環境ワークブック ～あかるい未来をつなぐ大切なふるさと&地球～」(R1)

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育を推進する。

- 我が国と諸外国の文化や風土における類似点や相違点、及びそれらを育んできた国々の良さに気付かせる体験的な指導の工夫

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力を育成する。

小・中学校共通

- コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合う言語活動の充実

小学校

- 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることによるコミュニケーション能力の素地及び基礎を養う授業の充実

- 既習内容を確認し、どのように言語材料が扱われてきたのかを十分に把握した上での系統性のある指導の工夫

△ 外国語教育についての全教職員による校内研修

中学校

- 小学校での学習状況（授業時数・学習内容等）の把握や生徒の実態に基づいた授業の工夫

- △ 学習到達目標「CAN-DO リスト」の生徒との共有化及びパフォーマンステスト等による達成状況の把握

- 4技能（5領域）をバランスよく育成するための単元の指導計画の工夫及び計画的な実施

- 言語活動やパフォーマンステストにおける外国語指導助手等の効果的な活用

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流を推進する

- 地域人材を活用し、総合的な学習の時間等において、講演や文化の紹介を実施するなど、地域に根ざした国際交流活動の積極的な推進

実践事項

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育を推進する。

- ・教育活動全体を通じた各教科等を相互に結び付けた計画的な指導
- ・我が国と諸外国の文化や風土における類似点や相違点、及びそれらを育んできた国々の良さに気付かせる体験的な指導の工夫

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力を育成する。

小・中学校共通

- ・身に付けた知識・技能を実際のコミュニケーションにおいて、相手や話題を替えて、繰り返し活用させる言語活動の設定
- ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合う言語活動の充実

小学校

- ・外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることによるコミュニケーション能力の素地及び基礎を養う授業の充実
- ・既習内容を確認し、どのように言語材料が扱われてきたのかを十分に把握した上での系統性のある指導の工夫
- ・スマートトークなどの言語活動における外国語指導助手等の効果的な活用

中学校

- ・小学校での学習状況（授業時数・学習内容等）の把握や生徒の実態に基づいた授業の工夫
- ・学習到達目標「CAN-DO リスト」の生徒との共有化及びパフォーマンステスト等による達成状況の把握
- ・4技能（5領域）をバランスよく育成するための単元の指導計画の工夫及び計画的な実施

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流を推進する。

- ・地域人材を活用し、総合的な学習の時間等において、講演や文化の紹介を実施するなど、地域に根ざした国際交流活動の積極的な推進
- ・ＩＣＴ等を活用した諸外国の姉妹・友好提携校との交流の推進

<関連資料>

文部科学省

- 「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)
- 「小学校学習指導要領(H29告示)解説 外国語活動・外国語編」(H29)
- 「中学校学習指導要領(H29告示)解説 外国語編」(H29)
- 「小学校外国語活動・外国語ガイドブック」(H29)
- 「Let's Try! 1・2 指導編」(H29)

国立教育政策研究所

- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校(外国語・外国語活動)】・【中学校(外国語)】」(R2)

青森県教育委員会

- 「小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック」(H31)
- 「中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック」(H30)
- 「青森県版中学校英単語集～VERSION V～」(H30)

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 情報教育を推進する指導体制を整備し、充実する。

- 児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するための、各教科等の学習内容と関連付けた系統的・体系的な指導計画に基づく実践
- 情報教育を推進していく教員を中心とした I C T 活用指導力の向上に関する校内研修の充実

2 学習指導における I C T の適切な活用を推進する。

- 単元の目標を達成するための 1 人 1 台端末を効果的に活用した授業実践
- △ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた I C T の効果的な活用

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育を推進する。

- 校務の情報化に向けた実践的な研究の推進

4 児童生徒の発達の段階に応じて、体系的・継続的な情報モラル教育の取組を充実する。

- 日常モラルの重要性について、理解を深めるための継続的な指導
- 情報や情報技術の特性の理解に基づいた情報機器を正しく活用する力の育成
- △ 情報機器の使用と健康との関わりについての確実な理解
- 学校と家庭・地域との連携・協働による継続的な情報モラル教育の実施

実践事項

1 情報教育を推進する指導体制を整備し、充実する。

- ・児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するための、各教科等の学習内容と関連付けた系統的・体系的な指導計画に基づく実践
- ・情報教育を推進していく教員を中心としたＩＣＴ活用指導力の向上に関する校内研修の充実

2 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用を推進する。

- ・単元の目標を達成するための1人1台端末を効果的に活用した授業実践
- ④・学びを深めるためのＩＣＴの効果的な活用

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育を推進する。

- ・個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の導入

※遠隔教育…距離に関わりなく相互に情報の発信、受信のやりとりができるＩＣＴを活用した教育

4 児童生徒の発達の段階に応じて、系統的な情報モラル教育の取組を充実する。

- ・系統的な情報モラル教育の充実
- ・学校と家庭・地域・関係機関との連携・協働
- ・情報や情報技術の特性の理解に基づいた情報機器を正しく活用する力の育成
- ・情報機器の使用と健康との関わりについての指導の充実
- ・児童生徒を取り巻く情報環境の変化や最新の情報に基づいた情報モラルに関する指導の充実

<関連資料>

文部科学省 「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)

「教育の情報化に関する手引き」(R1)

「学びのイノベーション事業実証研究報告書」(H26)

国立教育政策研究所 「情報モラル教育実践ガイドンス」(H23)

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

1 学校の教育課題解決のための実践的研究を充実する。

(1) 学校の教育課題解決に向けた、全教職員が参画した校内研修の推進

- 育てたい資質・能力を明確にした、目指す児童生徒像の共有
- △ 研究主題（副題）、研究目標、研究仮説、研究内容との整合性のある研修計画の作成
- 「日常的な実践が可能であるか」、「検証が可能であるか」などの視点を踏まえた研究内容の焦点化と研究方法の具体化
- 諸検査及び諸調査等の客観的な資料の分析による、研究内容や研究方法の適切な評価と見直し

(2) 研究協議の活性化

- ◎ 授業参観の視点を焦点化し、全教職員が主体的に参加できるよう工夫した研究協議の実施
- 協議の成果と課題を異学年や他教科での実践に生かすまとめの工夫

2 一般研修では、学校の教育課題を踏まえ、特に改善または充実を図ることが必要だと思われる分野を取り上げる。

- 学校や児童生徒の実態に応じた、教育課題を解決するための研修機会の確保
- 指導主事や外部専門家などを活用した教員の資質能力を高める研修の工夫

3 学習指導要領に基づく実践的研究を推進する。

- 学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な実践に結び付く研修の推進
- 授業づくりや指導方法の改善及び学習評価の在り方に関する研修の実施

4 教員等の資質・能力の向上に向けた取組を充実する。

- 実践的な指導力の向上に結び付く、日常的に学び合う体制の確立
- △ 指標等に基づく、教員等一人一人の職責、経験、適性に応じた研修の充実

5 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を研究・推進する。

- 地域の人的・物的教育資源の把握と、特色ある教育活動に生かすための計画的・継続的な研究体制の確立

実践事項

1 学校の教育課題解決のための実践的研究を充実する。

(1) 学校の教育課題解決に向けた、全教職員が参画した校内研修の推進

- ・育てたい資質・能力を明確にした、目指す児童生徒像の共有
- ・研究仮説検証に向けた「日常的な実践が可能であるか」、「検証が可能であるか」の視点を踏まえた研究内容の焦点化と研究方法の具体化
- ・諸検査及び諸調査等の結果分析による、研究内容や研究方法の適切な評価と見直し

(2) 学習指導要領に基づく実践的研究の推進

- ・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な実践に結び付く研修の推進
- ④ 授業づくりや指導方法の改善及び学習評価の在り方に関する研修の実施

(3) 研究協議の活性化

- ・授業参観の視点を焦点化し、全教員が主体的に参加できる研究協議の実施
- ・協議の成果と課題を異学年や他教科での実践に生かすまとめの工夫

2 教員等の資質の向上に向けた取組を充実する。

- ・指標を踏まえた研修の推進（各種研修動画やオンデマンド型研修等の有効活用）
- ・学校安全に関する研修の実施
- ・特別支援教育の目的や意義についての理解を深める研修の実施
- ・実践的な指導力の向上に結び付く、日常的に学び合う機会の醸成

3 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を研究・推進する。

- ・児童生徒や地域の実態を適切に把握し、全教職員の協力体制の下で研究を重ねた、カリキュラム・マネジメントの実践

<関連資料>

文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)

国立教育政策研究所

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】・【中学校(各教科等)】」(R2)

青森県教育委員会

「校長及び教員の資質の向上に関する指標」(R5)

青森県総合学校教育センター

「校内研修活性化のためのアイデアブック」(H28)

(12) へき地・複式教育の充実

小規模校・少人数学級の特性を生かし、一人一人の子どもの個性・能力の伸長を図るとともに社会性の育成を図る。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

- 1 へき地の三特性（へき地性、小規模性、複式形態）を生かし、地域に根ざした特色ある教育活動の推進に努める。
 - ◎ 全教職員によるへき地の三特性の再確認と家庭や地域との連携を重視した教育活動の推進
 - 校内研修の充実と、それを生かした児童生徒の主体性の育成を図る指導の実践
 - 対面したり I C T を活用したりするなど、多様な価値観にふれるための学習活動の工夫
- 2 複式学級における単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業づくりを可能にする指導計画を作成し、効果的活用を図る。
 - 変則複式における 2 つの学年の関連を考慮した単元の配列等の工夫
- 3 複式学級における「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりをする。
 - (1) 知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化と指導の工夫
 - △ 問題解決的な学習の重視
 - (2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導の工夫
 - 直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解した上で、学習活動が効果的に行われるための「わたり」と「ずらし」の工夫
 - 児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、児童生徒相互で考えを深め合ったりするためのガイド学習等の手立ての工夫

実践事項

1 へき地の三特性（へき地性、小規模性、複式形態）を生かし、地域に根ざした特色ある教育活動の推進に努める。

- ・地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験学習の実施
- ・校内研修の充実と、それを生かした児童生徒の主体性の育成を図る指導の実践
- ・遠隔教育を導入するなど、多様な価値観にふれるための学習活動の工夫

2 複式学級における単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業づくりを可能にする指導計画を作成し、効果的活用を図る。

- ・変則複式における2つの学年の関連を考慮した単元の配列等の工夫
- ・同単元同内容指導における学習内容の系統性を考慮した年間指導計画の作成及び実践の記録

3 複式学級における「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりをする。

(1) 教材研究の深化

- ・問題解決的な学習の重視
- ・直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解した上で、学習活動が効果的に行われるための「わたり」と「ずらし」の工夫
- ・ＩＣＴ等の活用による個に応じた指導の実践

(2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導の工夫

- ・対話の必要感をもたせる学習課題の設定
- ・一人一人の学習の過程や成果の把握に基づく個に応じた適切な指導
- ・児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、児童生徒相互で考えを深め合ったりするためのガイド学習等の手立ての工夫

※ガイド学習……間接指導をより充実させるために考え出された学習の形態で、学級の中から選ばれた案内役の児童生徒である学習リーダー（ガイド）が教師の指導のもとに立てた学習進行計画によって、主として間接指導時の学習を進行しながら共同で学習する方法

<関連資料>

- 青森県教育委員会 「令和2・3年度へき地・複式教育ハンドブック（事例編）」（R4）
「平成29・30年度へき地・複式教育ハンドブック（一般編）」（H31）
「平成27・28年度へき地・複式教育ハンドブック（社会科・理科・生活科編）」（H29）
「平成25・26年度へき地・複式教育ハンドブック（国語科編）」（H27）
「平成23・24年度へき地・複式教育ハンドブック（算数科編）」（H25）
「平成21・22年度へき地・複式教育ハンドブック（授業実践編）」（H23）
「平成19・20年度へき地・複式教育ハンドブック（事例編）」（H21）

(13) 幼稚園教育の充実

幼児の主体的な活動を通して、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、遊びを通しての指導を中心とし、幼児一人一人の特性に応じた指導を行うよう努める。

管内の現状

※R4「下北の教育」実践事項の反省

- 1 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の育成を図る。
 - 自園の「領域別指導の重点」を踏まえた確実な指導・評価・改善
 - 3歳児や4歳児の時期から幼児が発達していく方向を意識した、それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ね
- 2 カリキュラム・マネジメントの充実を図る。
 - 育みたい資質・能力の明確化と教育課程の実施状況の評価と改善
 - 家庭や地域との連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」の実現
 - 幼児理解に基づいた具体的なねらいや内容等を設定した長期及び短期の指導計画の作成とそれにに基づいた環境の構成及び援助の実践
 - 「環境」を通して見られる幼児の具体的な姿の継続的な観察及び記録（保育実践記録）とその日常的な共有
 - 幼児の発達の特性を踏まえた衛生管理の工夫
 - 園内外の生活安全及び交通安全に関する指導の工夫
 - 地域の自然や人材などの積極的な活用と家庭との連携による豊かな生活体験の獲得
- 3 小学校教育との円滑な接続を図る。
 - 幼児が小学校の活動を体験するなどの交流活動の工夫と幼児の姿を基にした教職員の連携
 - △ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用による全体的な発達を促す指導
- 4 計画的・積極的な研修を推進する。
 - 指導の方向性を明確に示した研究内容と、研究計画への幼児の生活の様子や成長する姿の評価の位置付け

実践事項

- 1 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の育成を図る。

(1) 各領域の「ねらい」の理解と「内容」の総合的な指導

- ・自園の「領域別指導の重点」を踏まえた確実な指導・評価・改善

(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導

- ・3歳児や4歳児の時期から幼児が発達していく方向を意識した、それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ね

※幼稚園教育において育みたい資質・能力

「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するもの）

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」

「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・

感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

2 カリキュラム・マネジメントの充実を図る。

(1) 適切な教育課程の編成と評価・改善

- ・育みたい資質・能力の明確化と教育課程の実施状況の評価と改善
- ・家庭や地域との連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」の実現

(2) 長期的・短期的な指導計画の作成及び評価・改善

- ・幼児理解に基づいた具体的なねらいや内容等を設定した長期及び短期の指導計画の作成とそれにに基づいた環境の構成及び援助の実践
- ・「環境」を通して見られる幼児の具体的な姿の継続的な観察及び記録（保育実践記録）とその日常的な共有

(3) 安全に関する指導

- ・全教職員による機能的な安全管理と指導の継続
【参考（4）体育・健康教育の充実 実践事項4（p27）】

(4) 家庭や地域社会との連携

- ・地域の自然や人材などの積極的な活用と家庭との連携による豊かな生活体験の獲得

※幼稚園教育における「環境」とは、幼児を取り巻く全てを指し、物的環境、人的環境、時間や空間、状況そのものなど、幼児の発達との関連で意味付けられ、意図的、計画的に構成される教育的な環境のことである。

3 小学校教育との円滑な接続を図る。

(1) 小学校との意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携

特 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有

- ・幼稚園のアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラムの相互の共通理解とアプローチカリキュラムの確実な実践

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用による全体的な発達を促す指導
【参考（7）特別支援教育の充実 実践事項2・3（p33）】
- ・家庭、地域及び医療や福祉、保健などの業務を行う機関との連携による長期的な視点での幼児への教育的支援

※アプローチカリキュラム（幼稚園）

就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム

※スタートカリキュラム（小学校）

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム

4 計画的・積極的な研修を推進する。

(1) 園内・園外研修の充実

- ・全教職員の協力体制の下、教職員一人一人の特性が生かされる研修の推進

(2) 教育課題解決のための教育要領に基づく実践的研究の充実

- ・指導の方向性を明確に示した研究内容と、保育実践記録を基にした幼児の姿の評価の位置付け
【参考（11）研修の充実 実践事項1（p41）】

<関連資料>

文部科学省 「幼稚園教育要領解説」（H30）
「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（R4）

国立教育政策研究所・幼児教育研究センター

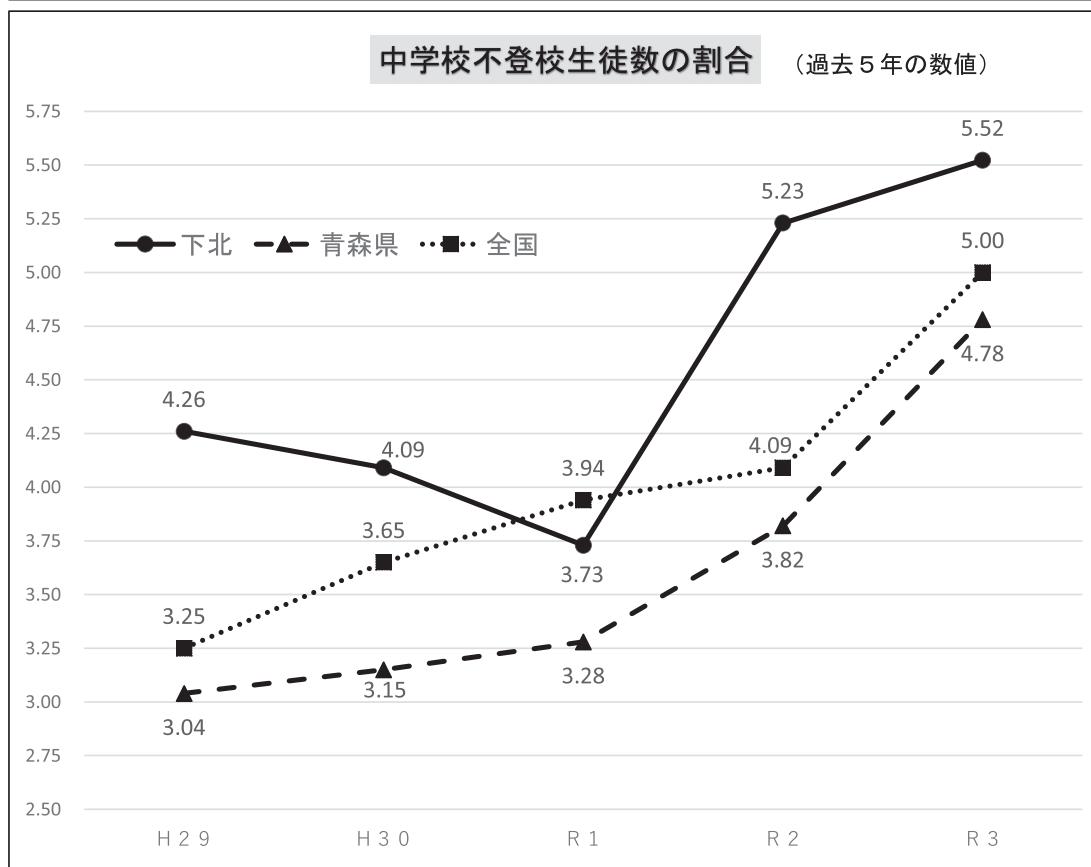
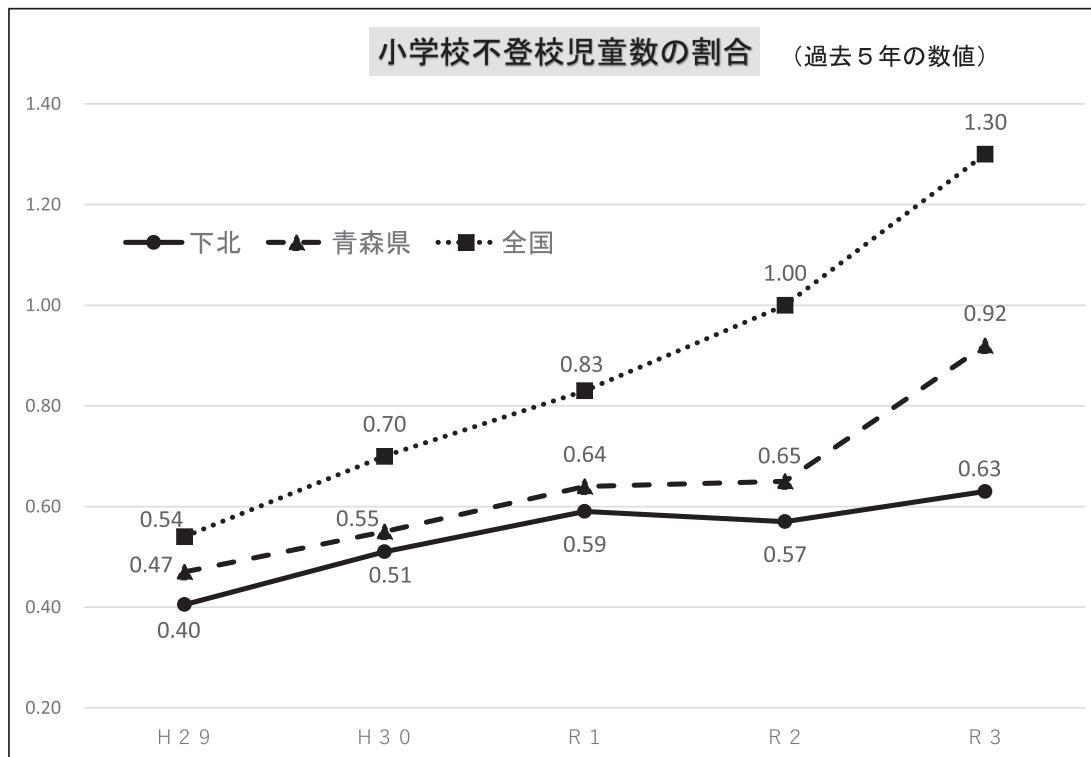
「幼小接続期カリキュラム全国自治体調査」（H27）

→https://www.nier.go.jp/youji_kyouiku_kenkyuu_center/youshou_curr.html



○参考資料1－1 「小・中学校不登校児童生徒数の割合」

下北管内の不登校児童生徒の割合について、全国及び青森県と比較することで、下北管内の現状を捉えるため、以下の資料を掲載するものである。
数値は100人当たりの出現率であり、[不登校児童（生徒）数] ÷ [児童（生徒）数] × 100により算出されている。



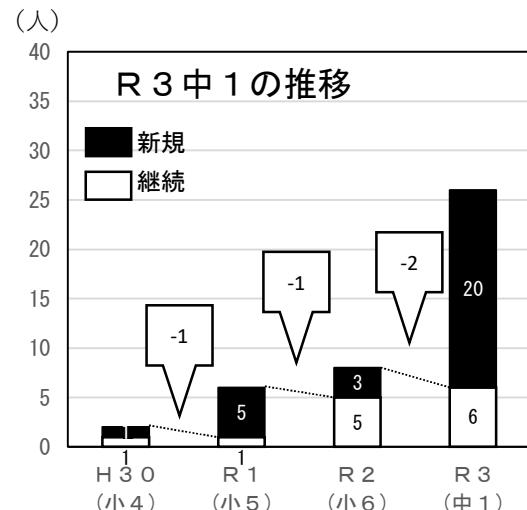
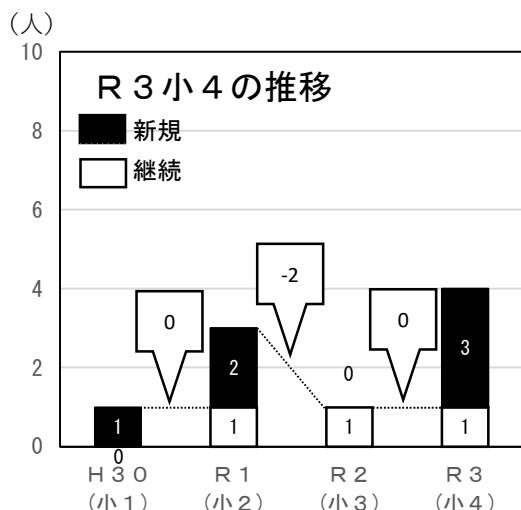
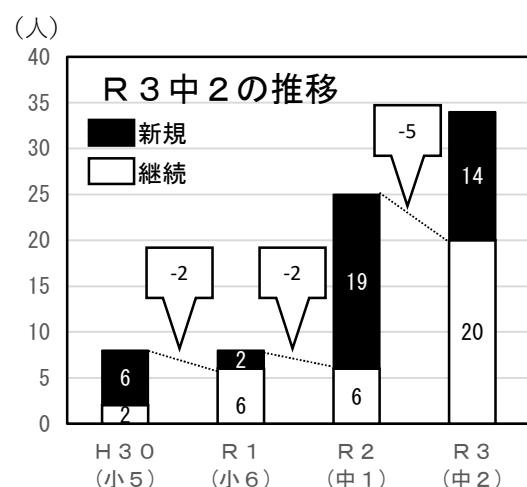
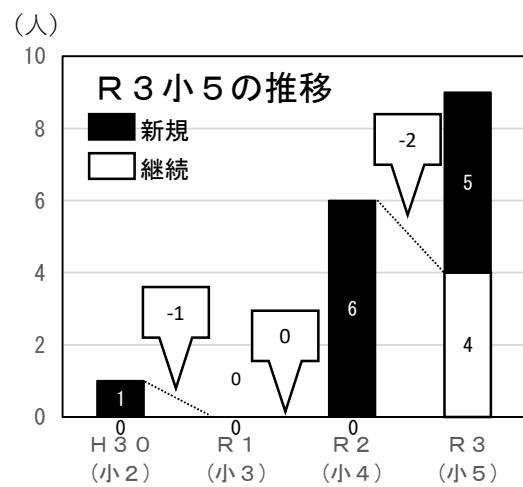
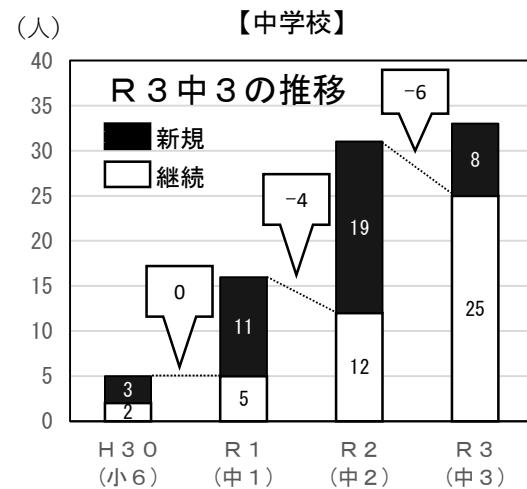
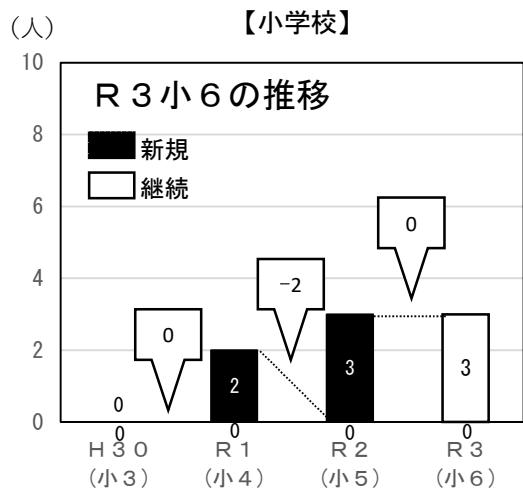
※「H29～R3 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)より

○参考資料 1－2 「令和3年度不登校児童生徒数の推移（実人数）」

下北管内の不登校児童生徒数の新規数と継続数から、新規の不登校児童生徒を生まない未然防止の取組の必要性を確認するため、以下の資料を掲載するものである。

は新規数（前年度は不登校ではなかった児童生徒数）

は継続数（前年度も不登校であった児童生徒数）



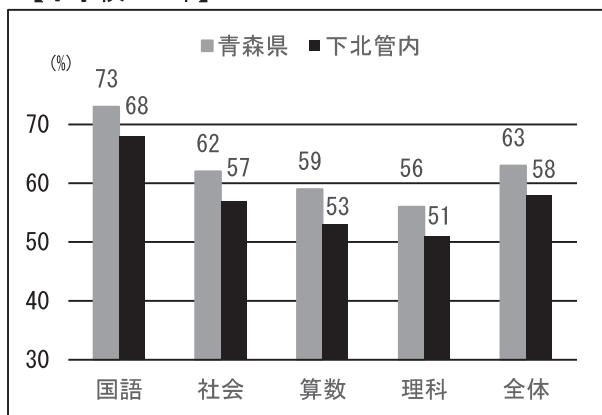
※「H30～R3児童生徒指導状況報告書」（青森県）より

○参考資料2 「青森県学習状況調査結果の概要」

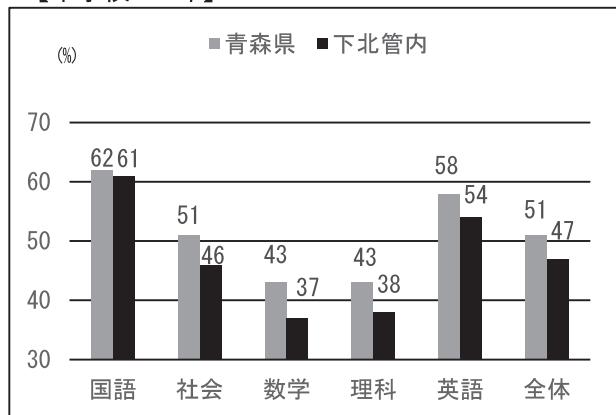
令和4年度の各教科の通過率（青森県と下北管内の比較）、各教科の到達率（県通過率を100とした場合の数値）、全教科の到達率の推移（過去5年間）を掲載するものである。（令和2年度の学力調査は実施されていない。）年度ごとに調査対象が異なるものの、県内の児童生徒が共通に受ける調査であることから、学力の傾向を捉えることができる。

1 令和4年度の各教科の通過率(%)

【小学校 5年】



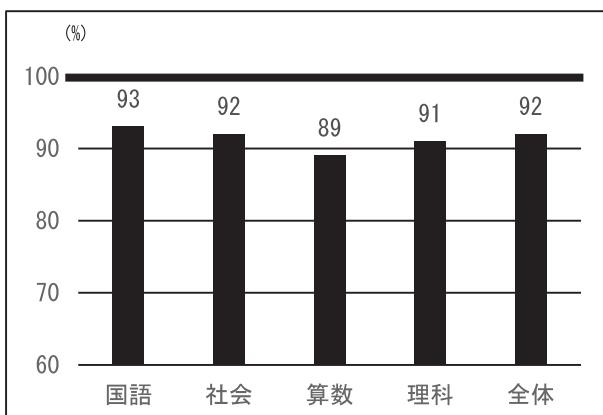
【中学校 2年】



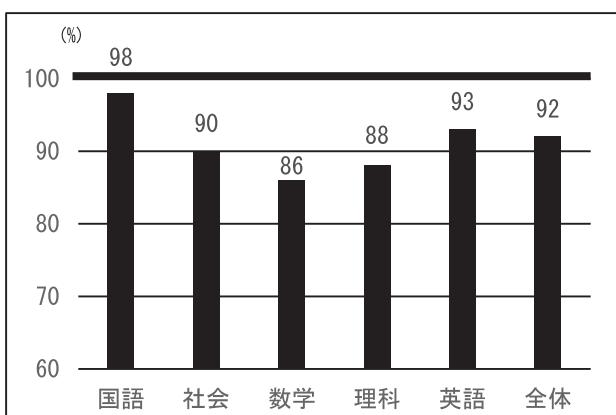
※「令和4年度学習状況調査の速報値について」（令和4年10月19日発表）及び管内市町村教育委員会から提出されたデータより作成

2 令和4年度の各教科の到達率(%)

【小学校 5年】



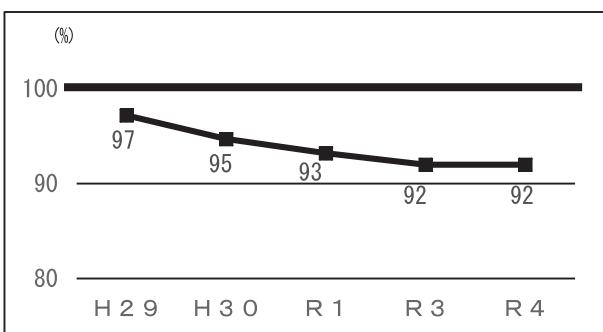
【中学校 2年】



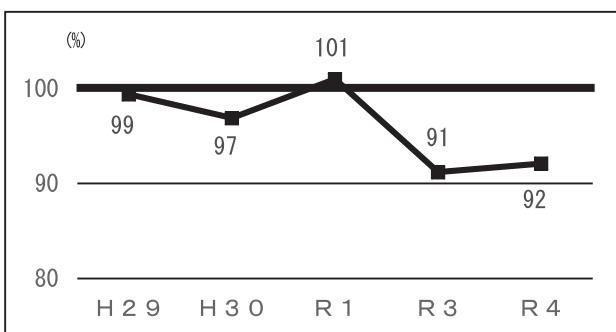
※「1 令和4年度の各教科の通過率(%)」の整数値をもとに算出

3 全教科（小学校4教科、中学校5教科）の到達率(%)の推移(平成29年度～令和4年度)

【小学校 5年】



【中学校 2年】



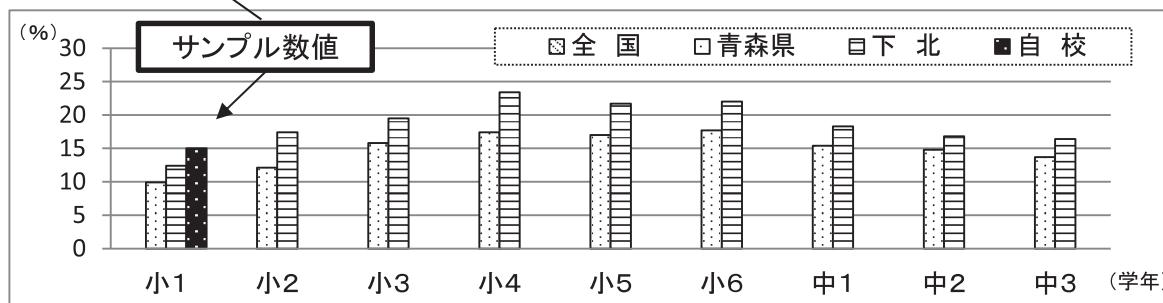
※管内市町村教育委員会から提出されたデータをもとに算出した到達率（小数値）の小数第1位を四捨五入して整数値で表したもの

○参考資料3 「令和4年度肥満傾向児の出現率」

全国・青森県と下北管内の学年別肥満傾向児の出現率を比較することで管内の現状を捉えるため、以下の資料を掲載するものである。（※令和4年度の全国数値は、令和5年度中に公表予定）

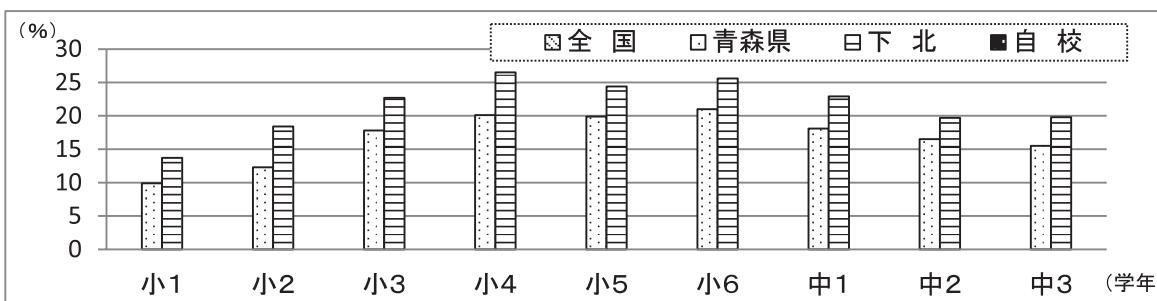
1 全国・青森県・下北の比較【全体】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
全 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	9.9	12.1	15.8	17.4	17.0	17.7	15.4	14.8	13.7
下 北	12.4	17.4	19.5	23.4	21.7	22.0	18.3	16.8	16.4
自 校	15.0								



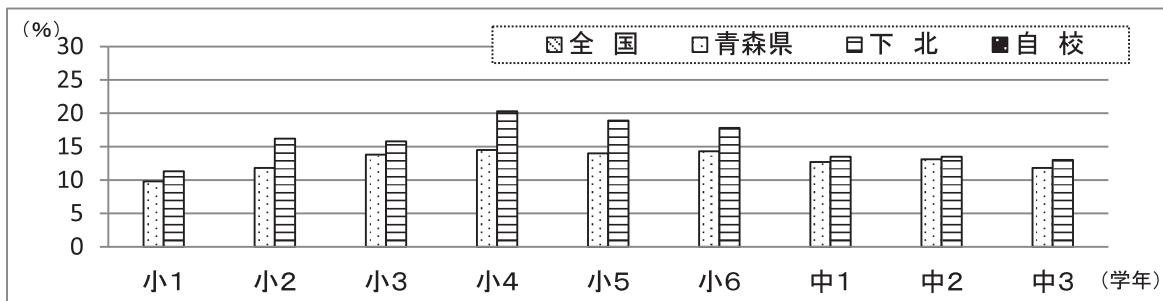
2 全国・青森県・下北の比較【男子】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
全 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	9.9	12.3	17.8	20.1	19.9	21.0	18.1	16.5	15.5
下 北	13.7	18.4	22.7	26.5	24.4	25.6	22.9	19.7	19.8
自 校									



3 全国・青森県・下北の比較【女子】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
全 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	9.8	11.8	13.8	14.5	14.0	14.3	12.7	13.1	11.8
下 北	11.3	16.2	15.8	20.3	18.9	17.8	13.5	13.5	13.0
自 校									



※「令和4年度 児童生徒の健康・体力」(青森県スポーツ健康課)より

上記データは、右記二次元コード(下北教育事務所ホームページ)からダウンロードすることができます。自校の肥満傾向児の出現率を表内の「自校」欄に入力することで、全国・青森県・下北管内との比較ができます。御活用ください。

